令和8年度
（2026年度）

早わかり 介護保険

申請からサービス利用まで

介護保険に関する問い合わせ先

保険料や被保険者証に関すること	資格保険料係	☎3647−9493（直通）
要介護認定や訪問調査に関すること	認定・調査係	☎3647−9496（直通）
保険の給付や負担割合証に関すること ※介護サービス費の給付・利用者負担の軽減相談など	給　付　係	☎3647−9498（直通）
高齢者の在宅サービスに関すること ※食事サービス・住宅設備改修など	在宅支援係	☎3647−4319（直通）
介護サービスの利用に関する相談 ※サービス・活動事業の相談・受付	介護サービス利用相談	☎3647−9099（直通）

江東区 福祉部 介護保険課
〒135-8383 江東区東陽4−11−28

江東区

介護サービスを利用するには

介護サービスを利用する方

❶ 申請します

本人や家族等が区役所介護保険課または長寿サポートセンターの窓口で申請をします。

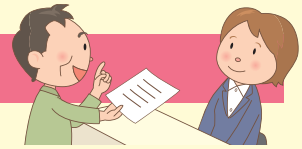

申請の対象となる方

○日常生活を送るために介護や支援が必要な65歳以上の人
○加齢に伴う病気（＊特定疾病）がもとで日常生活を送るために介護や支援が必要な40歳以上64歳以下の人

※申請に必要なもの
・介護保険被保険者証（紛失した場合はご相談ください）
・申請者（窓口に来られる方）の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
・医療保険資格情報の確認書類（40～64歳までの方のみ）
（資格情報のお知らせ、資格確認書、マイナポータル画面における医療保険の資格情報画面の写し等）

❷ 要介護・要

訪問調査

本人の心身の状態を調べるために、調査員が自宅等を訪問して本人や家族などから聞き取り調査を行います。

主治医意見書

病気や心身の状態に関する書類です。
申請書に記入した医師に区から依頼を行います。

＊特定疾病

※加齢との関係があり、要支援・要介護状態の原因となる心身の障害を引き起こす疾病

1 がん【がん末期】※
2 関節リウマチ
3 筋萎縮性側索硬化症
4 後縦靭帯骨化症
5 骨折を伴う骨粗鬆症
6 初老期における認知症
7 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
【パーキンソン病関連疾患】
8 脊髄小脳変性症
9 脊柱管狭窄症
10 早老症
11 多系統萎縮症
12 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
13 脳血管疾患
14 閉塞性動脈硬化症
15 慢性閉塞性肺疾患
16 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。

❻ 更新の申請

引き続きサービスを利用したい場合は、認定の有効期間が終了する前に、更新の申請をします。

※心身の状態が悪くなったり、必要とされる介護の状態が変わったときは、「区分変更」の申請を認定の有効期間中いつでもすることができます。

サービス・活動事業（訪問型・通所型サービス）を利用する方

●基本チェックリストによる判定

区役所介護保険課または長寿サポートセンターの窓口で相談、対面式で、厚生労働省の定めた25項目の質問項目により生活機能の低下などを調べます。（65歳以上対象）

●事業対象者に該当する方

基本チェックリストの基準に該当した方は、長寿サポートセンターでサービス・活動事業を受けるための予防プランを作成します。

支援認定（調査と審査をします）

介護認定審査会

訪問調査結果と主治医意見書をもとに保健・医療・福祉の専門家が、どの程度の要介護（要支援）状態であるかを審査します。

❸ 認定結果の通知

非該当 65歳以上の場合、基本チェックリストの結果により、サービス・活動事業（下の緑枠参照）として、訪問型サービス、通所型サービス等が受けられます。
また、区ではさまざまな一般介護予防事業を行っています。担当地域の長寿サポートセンターへご相談ください。

要支援1 **要支援2** 介護予防サービスまたはサービス・活動事業（下の緑枠参照）を利用できます。

要介護1 **要介護2** **要介護3** **要介護4** **要介護5** 介護サービスを利用できます。

原則、申請から30日以内に介護保険課より認定結果が通知されます。

❹ 介護サービス計画を作る

要介護や要支援と認定されたら、どんなサービスをどのくらい利用するか、本人や家族の意見をふまえてケアプランを作成します。（ケアプラン作成費用に自己負担はありません。）

（1）要支援1・2の認定を受けた人

長寿サポートセンターや介護予防支援の指定を受けた居宅介護支援事業者に依頼し契約します。

（2）要介護1～5の認定を受けた人

在宅でサービスを利用する場合はケアマネジャーに依頼し契約します。施設へ入所する場合は、施設が作成します。特別養護老人ホームへ入所希望の方は、区役所介護保険課（☎3647-9329）へお問い合わせください。

❺ サービスを利用する

訪問介護や訪問看護などを行うサービス事業者と契約し、ケアプランに基づいてサービスを利用します。原則として利用者の自己負担はサービス費用の1割、2割または3割です。

●サービス・活動事業の利用

訪問型サービス ホームヘルパーなどが訪問して日常生活での生活援助などのサービスを行います。

通所型サービス 通所介護施設などで、日常生活での支援、生活機能向上のための機能訓練やレクリエーションなどを行います。

※その他にも、「一般介護予防事業」を利用できます。

自宅で利用するサービス

○日常生活で介護を必要とする度合が高い人を対象に、住みなれた地域や自宅での生活を維持できるよう支援するサービスです。
○利用者はケアプランに基づいたサービスを利用します。

訪問介護（ホームヘルプ）

要介護1~5

ホームヘルパーがご自宅を訪問して身体介護や生活援助を行います。

■30分以上1時間未満の場合
身体介護（入浴介助など）　1回　442円

■20分以上45分未満の場合
生活援助（掃除など）　1回　205円
通院などの車の乗降の介助　1回　111円

※要支援1・2、事業対象者の方は介護予防型訪問を利用します。

訪問看護

要支援1・2　要介護1~5

看護師などがご自宅を訪問し、療養生活に必要なサービスを行います。

■30分未満の場合
訪問看護ステーションから
1回 515円（要支援1・2）、537円（要介護1～5）
病院・診療所から
1回 436円（要支援1・2）、455円（要介護1～5）

訪問入浴介護

要支援1・2　要介護1~5

ご自宅に浴槽を持ち込んで、入浴のサービスを行います。

1回　976円（要支援1・2）、1,444円（要介護1～5）

訪問リハビリテーション

要支援1・2　要介護1~5

理学療法士や作業療法士がご自宅を訪問し、リハビリテーションを行います。

1回　342円

居宅療養管理指導

要支援1・2　要介護1~5

通院が難しい人のご自宅に、医師、歯科医師、薬剤師などが訪問して療養上の管理や指導を行います。

■医師が行う場合
1回　515円（1か月2回まで）

地域密着型サービス

○区内居住者を対象としたサービスです。

○サービス利用時には自己負担分に加えサービスの種類によって、日常生活費、食費、居住費などが必要となる場合があります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

要介護1~5

定期的な巡回や随時の通報により訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護や、日常生活上の緊急時の対応を行います。通所系サービスや短期入所系サービス利用には、サービス費が日割りで減額されます。

■介護・看護両方利用（一体型）の場合
1か月 9,059円（要介護1）～32,260円（要介護5）

地域密着型通所介護

要介護1~5

定員18名以下の通所介護施設（療養施設を含む）で、食事、入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などを日帰りで行います。

■7時間以上8時間未満
1日　821円（要介護1）～1,431（要介護5）

夜間対応型訪問介護

要介護1~5

夜間に定期巡回や、通報に対応した随時訪問を行います。

■オペレーションセンターを設置している場合
1か月　基本料金1,128円（定期巡回訪問425円／回、随時訪問647円／回）

※24時間通報に対応する場合には加算があります。

認知症対応型通所介護

要支援1・2　要介護1~5

認知症の人が通所介護施設に通い、入浴、食事、機能訓練などのサービスを日帰りで利用します。

■単独型事業所の場合
7時間以上8時間未満
1回　956円（要支援1）、1,067円（要支援2）
1回　1,104円（要介護1）～1,584円（要介護5）

小規模多機能型居宅介護

要支援1・2 要介護1~5

自宅での生活を継続しながら、「通い」「訪問」「泊まり」のサービスを利用できます。
1か月 3,830円(要支援1)～30,202円(要介護5)

認知症対応型共同生活介護(グループホーム)

要支援2 要介護1~5

認知症の人が共同生活の中でサービスを受けます。
1日 817円(要支援2)～922円(要介護5)

看護小規模多機能型居宅介護

要介護1~5

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて、宿泊の介護や看護のケアを行います。
1か月 13,817円(要介護1)～34,863円(要介護5)
※江東区に、このサービスの提供事業所はありません。

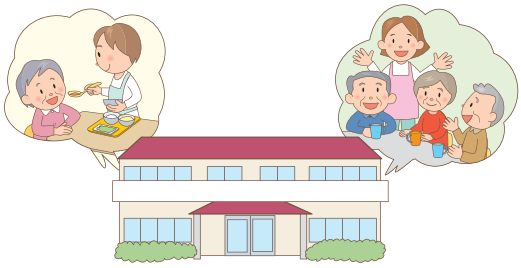

その他のサービス

福祉用具の貸与

要支援1・2 要介護1~5

車いすやベッドなどの福祉用具を借りられます。

●借りられる用具
車いす　車いす付属品　特殊寝台特殊寝台付属品　床ずれ防止用具　体位変換器　手すりやスロープ(工事をともなわないもの)　歩行器　歩行補助つえ　認知症老人徘徊感知機器　移動用リフト(つり具を除く)　自動排せつ処理装置(交換可能部品を除く)

- 利用者負担はそれぞれの用具に応じた実費の1割、2割または3割です。

※車いす(付属品)、特殊寝台(付属品)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフトは原則として要介護1の人は対象にはなりません。
※自動排せつ処理装置は原則として要介護1・2・3の人は対象にはなりません。
※スロープ、歩行器、歩行補助つえは、販売との選択制になります。

住宅改修費の支給

要支援1・2 要介護1~5

ご自宅に手すりを取り付けたり段差を解消した場合などにかかった費用が支給されます。
工事の前に必ず区に申請してください。

●利用者負担は改修に要した実費の1割、2割または3割です。現住所につき20万円を上限とした9割、8割または7割を支給します。

特定福祉用具購入費の支給

要支援1・2 要介護1~5

入浴用のいすなどの購入費を支給します。
指定事業者から購入した場合のみ支給されます。

●支給の対象となる用具
腰掛便座　自動排せつ処理装置の交換可能部品
入浴補助用具　簡易浴槽　移動用リフトのつり具
排せつ予測支援機器　スロープ　歩行器　歩行補助つえ

- 利用者負担はそれぞれの用具に応じた実費の1割、2割または3割です。購入費の上限は年間(4月～翌3月)10万円で、9割、8割または7割を支給します。

※スロープ、歩行器、歩行補助つえは、貸与との選択制となります。

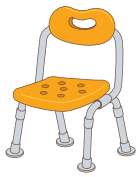

特定施設入居者生活介護

要支援1・2 要介護1~5

有料老人ホームなどの入居者で、要介護等の認定を受けた人が、日常生活上の介護を受けます。
1日 200円(要支援1)～887 円(要介護5)
※外部サービス利用型施設の料金は異なります。
※サービス費用の1割、2割または3割の自己負担に加え、日常生活費・食費・居住費を負担します。

施設に通う、または宿泊して利用するサービス

施設に通って利用するサービス　利用者負担 ＋ 食費 ＋ 日常生活費 ＋ 滞在費（短期入所のみ）

○利用者は、サービス費用の1割、2割または3割に加え、食費、日常生活費と滞在費（短期入所のみ）を負担します。

通所介護（デイサービス）

要介護1~5

利用者がデイサービスセンターなどに通い、入浴、食事、機能訓練などのサービスを日帰りで利用します。

■7時間以上8時間未満の場合

1回　718円（要介護1）～1,252円（要介護5）

※要支援1・2、事業対象者の方は介護予防型通所を利用します。

通所リハビリテーション（デイケア）

要支援1・2　要介護1~5

利用者が介護老人保健施設、病院、診療所に通い、心身の機能の維持回復に必要なリハビリテーションを利用します。

1か月　2,518円（要支援1）、4,694円（要支援2）

1回　846円（要介護1）～1,531円（要介護5）
（7時間以上8時間未満）

短期入所生活介護（ショートステイ）

要支援1・2　要介護1~5

特別養護老人ホームなどに短期間入所し、入浴、排せつ、食事などの日常生活の介護や機能訓練などのサービスを利用します。

■特別養護老人ホーム（併設型・多床室）の場合

1日　501円（要支援1）～982円（要介護5）

短期入所療養介護（ショートステイ）

要支援1・2　要介護1~5

介護老人保健施設や介護療養型医療施設などに短期間入所します。短期入所生活介護と比べ、リハビリテーションなど医療サービスが重視されています。

■介護老人保健施設（多床室）の場合

1日　669円（要支援1）～1,147円（要介護5）

施設に入所して利用するサービス

施設サービス　利用者負担 ＋ 居住費 ＋ 食費 ＋ 日常生活費

○施設サービス利用料のめやす

右表は1か月の基本利用料です。このほか、状況に応じた各種加算、居住費、食費、日常生活費がかかります。居住費は居室の種類によって異なります。

なお、居住費、食費については、所得段階や資産状況に応じて自己負担額が軽減される制度があります。

	利用月額	利用者負担月額
特別養護老人ホーム	199,023～294,310円	19,903～29,432円
老人保健施設	267,954～341,954円	26,796～34,196円
介護医療院	281,470～464,612円	28,148～46,462円

○下記施設を利用する場合は、要介護1以上の認定を受けている必要があります。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

原則、要介護3以上の人が利用できます。

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な人が利用します。

介護老人保健施設（老人保健施設）

病気やけがなどの治療のあと、リハビリテーションなどを必要とする人が利用します。

介護医療院

生活の場で長期的な療養が必要な人が利用します。

※江東区に、このサービスの提供事業所はありません。

サービスの種類と自己負担のめやす

介護保険サービス利用者負担割合は1割、2割または3割です

一定以上の所得がある方については、2割負担または3割負担となります。

■2割負担　本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満（年金収入+その他の合計所得金額の合計が単身世帯で280万円以上、2人以上世帯で346万円以上）の方

■3割負担　本人の合計所得金額が220万円以上（年金収入+その他の合計所得金額の合計が単身世帯で340万円以上、2人以上世帯で463万円以上）

※その他、世帯状況等により負担割合が決定します。
「2人以上世帯」とは、本人及び同一世帯にいる65歳以上の方が2人以上いる世帯のことをいいます。

負担割合については、区より送付される「負担割合証(むらさき色)」にてご確認ください。

(注)過去に介護保険料の未納期間がある方は、負担割合証に記載する割合にかかわらず、自己負担分が引き上げられる場合があります。

介護サービスの支給額には上限があります

介護保険では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて支給限度額が決められています。限度額の範囲内でサービスを利用するときは、利用者負担はご本人の所得に応じて1割、2割または3割ですが、限度額を超えてサービスを利用した場合には、超えた分は全額が利用者の負担となります。

在宅サービスの支給限度額（月額）
（1単位10円で算出しています。）

要介護状態区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額（概算）	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
自己負担額（概算）	5,032円	10,531円	16,765円	19,705円	27,048円	30,938円	36,217円

示してある金額は、自己負担額（利用者負担割合が1割の場合）のめやすです。実際の料金は利用する時間や時間帯、サービス内容などによって異なる場合があります。

サービス・活動事業

○要支援1・2の方、事業対象者の方が利用できるサービスです。

介護予防型サービス（介護予防型訪問・介護予防型通所）

必要に応じて日常生活上の支援や、機能訓練などを行います。

ご近所ミニデイ

地域の住民が主体となって軽い体操や食事、レクリエーションなどを行います。

元気アップサービス（元気アップ訪問・元気アップトレーニング）

リハビリ専門職等の指導のもと、短期集中（3か月間）で生活機能の改善を目指します。

長寿サポートセンターは介護保険法に基づく「地域包括支援センター」で、保健師（看護師）、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が連携しながら高齢者の地域生活を支援します。総合相談、介護、認知症、虐待防止の権利擁護相談のほか、介護予防・日常生活支援総合事業のケアマネジメント、要支援1・2の方の保険給付ケアマネジメントも行います。

お電話での相談はもちろん、ご自宅に訪問することもできます。ご相談は無料です。

相談時間

月～金曜日：午前9時～午後6時、土曜日：午前9時～午後3時（定休日：日曜日・祝休日・年末年始）

※1 豊洲長寿サポートセンターの相談時間は以下の通りです。
月～金曜日：午前8時30分～午後5時（水曜日は午後7時まで）、月1回日曜開設日：午前9時～午後4時　〔定休日：土曜日・日曜日（月1回日曜開設日除く）・祝休日・年末年始〕

※2 豊洲長寿サポートセンターサブセンターの相談時間は以下の通りです。
月～金曜日：午前9時～午後5時　〔定休日：土曜日・日曜日・祝休日・年末年始〕

センター名	所在地	電話番号	担当地域
白　河 長寿サポートセンター	白河3-4-3-201 ※令和8年11月下記に移転予定 森下3-10-22	5646-1541	常盤、新大橋、森下1・2、三好3・4、白河、高橋
海　辺 長寿サポートセンター	海辺12-13	3645-6761	千石、石島、千田、海辺、扇橋
住　吉 長寿サポートセンター	住吉1-9-5	3635-0646	森下3～5、猿江、住吉、毛利
平　野 長寿サポートセンター	平野1-2-3	5639-9121	清澄、平野、三好1・2、佐賀、福住、深川、冬木、門前仲町、木場3
古石場 長寿サポートセンター	古石場2-14-1-101	3641-2801	永代、富岡、牡丹、古石場、越中島、木場2
東　陽 長寿サポートセンター	東陽6-2-17	5665-4547	木場4・5、東陽
塩　浜 長寿サポートセンター	塩浜2-7-2	5617-6213	塩浜、潮見、木場1・6
豊　洲 長寿サポートセンター※1	豊洲2-2-18	5859-0566	豊洲、東雲、有明、青海、海の森
豊　洲 長寿サポートセンターサブセンター※2	東雲2-2-29	6380-7363	豊洲、東雲、有明、青海、海の森
枝　川 長寿サポートセンター	枝川1-8-15-101	5634-0158	枝川、辰巳
亀　戸 長寿サポートセンター	亀戸1-30-8	5627-2525	亀戸1・2・6
亀戸北 長寿サポートセンター	亀戸4-21-13	5626-0671	亀戸3～5
亀戸東 長寿サポートセンター	亀戸9-13-1	5875-3451	亀戸7～9
大　島 長寿サポートセンター	大島6-14-4-103	5628-0541	大島3・5・6
大島西 長寿サポートセンター	大島4-1-37	3636-9857	大島1・2・4
大島東 長寿サポートセンター	大島9-6-16	5836-5301	大島7～9
北砂西 長寿サポートセンター	北砂3-31-19	3615-4860	北砂1～3・5
北砂東 長寿サポートセンター	北砂6-20-30	5606-1744	北砂6、東砂1・2
北砂南 長寿サポートセンター	北砂7-7-1-101	6660-2050	北砂4・7、南砂4・5
東　砂 長寿サポートセンター	東砂4-16-12	5857-8243	東砂3～7
南　砂 長寿サポートセンター	南砂2-3-5-102	3640-9851	南砂1・2
新　砂 長寿サポートセンター	新砂3-3-37	5653-1735	東砂8、南砂3・6・7、新砂、新木場、夢の島、若洲

※当パンフレットの内容は、厚生労働省資料をもとに作成しております。
今後、政省令等の公布により内容が変更になる場合があります。

©株式会社社会保険出版社
禁無断転載 892501
26C
UD FONT
リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。
グリーン購入法適合印刷物です